

被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める

請願署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

年 月 日

紹介議員

請願趣旨

2011年3月の東日本大震災では、把握されている限りで少なくとも約4万2千人(2020年12月現在)の被災者が今なお応急仮設やみなし仮設住宅等での生活を余儀なくされています。2021年2月13日、福島県沖を震源とする最大震度6強の地震により、負傷者や住宅被害が発生、今後も、余震による被害発生など予断を許さない状況が続いています。また、この間にも、2019年9月の九州北部豪雨、2020年7月に、九州地方や岐阜、長野、山形県など広範囲で大きな被害を出した豪雨、とその後、第9号、10号と連続する台風、新潟県など記録的な大雪の被害など、台風や集中豪雨、豪雪が頻発し、多くの人命が犠牲になり、全半壊などの住宅被害が頻発しています。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取りもどすことです。住宅再建は、一人ひとりの生活再建のかなめであり、地域全体の復興を左右する重要な公共性のある施策です。また、自然災害から国民の生命・財産を守る第一義的な責任は、国と自治体にあります。しかし気象事業すら削られる実態があり防災事業の整備・拡充、国および自治体の体制強化・充実が求められています。

被災者生活再建支援法(以下、「支援法」)は、2020年11月、自然災害で住宅が損壊した被災者への支援金の支給対象を「中規模半壊」(損害割合が30%以上40%未満)まで拡大する改正がおこなわれました。また、被災者の要望・運動で、防災・安全交付金を活用し、半壊や一部損壊に支援金を出させる前進を作り出しています。現在、全壊家屋の再建には最大300万円が支給されますが、建築資材や人件費等の高騰が自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、500万円への増額は急務です。自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒的多数の被災者からも「支援法」の適用を求める悲鳴があがっています。

憲法25条の生存権や13条の幸福追求権にもとづき、すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取りもどすために国によるさらなる支援が不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこでも起きる可能性があります。被災者生活再建支援法をはじめとした被災者への支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

請願項目

- 被災者生活再建支援法にもとづく支援金については、少なくとも最高額は500万円に引き上げること。
- 支援金の支給について、半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。
- 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。

氏名	住所

※この個人情報は請願以外には使用いたしません

連絡先: **全国災対連** (災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連気付 TEL: 03-5842-5611 FAX: 03-5842-5620

相次ぐ自然災害に 生活再建支援を求める声

被災者から



2020年は九州地方や熊本、長野、山形、福島県など広範囲で大きな被害を出した豪雨と連続する台風、そして、新潟県など記録的な大雪被害、2021年2月には福島県沖を震源とする最大震度6強の地震により、負傷者や住宅被害が発生しています。被災地の住民からは「避難場所の生活改善」「住宅再建や生活・営業再建への不安」の声が上がっています。現在の災害援助法や被災者生活再建支援法では被災者に十分に公的な手当てができません。従来の枠を超えた被災者支援を直ちにおこなうべきです。

自然災害から住民を守るのは 国と自治体の責任で

政府は自然災害への対応の基本を「自助・相互扶助」としており、被災者生活再建支援法でも「…都道府県が相互扶助の観点から…」となっています。しかし、コロナ危機で明らかになったのは生命・財産を守る第一義的な責任は国にあること、そして、事が起こる前から準備していないことはいざという時、対応できないことでした。

昨年、自然災害で住宅が損壊した被災者への支援金の支給対象を「中規模半壊」まで拡大する被災者生活再建支援法の改正がなされましたが、被災者の生活・生業を再建するにはさらなる抜本的な改正が求められています。

今、頻発する自然災害への対応で求められているのは、被災者の生活を再建するために必要な支援策の充実・拡充、防災事業の整備・拡充、国と自治体の体制強化・充実です。

被災者生活支援制度の概要

被災世帯の区分	損害割合	基礎支援額	支援金の支給額		改定 無
			加算支援額	支援額	
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円	改定 無
			補修	100万円	
			賃貸	50万円	
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円	改定 無
			補修	100万円	
			賃貸	50万円	
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円	新規
			補修	50万円	
			賃貸	25万円	
半壊	20%台	改定後も支援金支給なし			
準半壊	10%台				
一部損壊	10%未満				

※住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

経過措置 令和2年7月3日以後に発生した自然災害(令和2年7月豪雨を含む。)により被災世帯となった世帯に対する支援金の支給については、新法の規定を適用する。

災害被災者支援と 災害対策改善を求める全国連絡会 **全国災対連**

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付
TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620
E-mail:saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp

2011年東日本大震災と2015年以降の主な被災状況

年	災害名	都府県	被災状況			
			全壊	半壊	床上浸水	一部損壊
2011年	東日本大震災	青森県	308	701		1005
		岩手県	19508	6571		19064
		宮城県	83005	155130		224202
		福島県	15435	82783	1061	141053
		茨城県	2634	24995	75	191490
		栃木県	261	2118		74053
		千葉県	801	10155	157	55080
2015年	台風18号	茨城県等	81	7090	2523	384
2016年	鳥取県中部地震 熊本地震	鳥取県	14	198		14215
		熊本県	8663	34498		154074
		大分県	10	222		8110
2017年	台風3号 台風21号	熊本県	49	274	159	5
		和歌山県	3	189	969	138
2018年	7月豪雨 大阪北部地震	岡山県	4830	3368	1540	1108
		広島県	1155	3616	3164	2152
		愛媛県	627	3117	190	190
		大阪府	9	87		24631
2019年	房総半島台風 (15号)	茨城県	4	94		5740
		千葉県	426	4486	34	76319
		東京都	14	73	24	1624
		神奈川県	11	98	58	3475
2020年	7月豪雨 東日本台風 (19号21号)	山形県	1	62	150	7
		岐阜県	6	36	31	85
		福岡県	14	992	681	977
		熊本県	1490	3092	329	1940
		大分県	68	209	129	202
		岩手県	41	793	135	859
		宮城県	327	3224	1866	2522
		福島県	1445	11956	1022	6128
		茨城県	146	1597	116	1805
		栃木県	83	5252	3	8744
		埼玉県	107	570	2092	996
		千葉県	66	2269	173	12798
		東京都	36	667	320	1198
		神奈川県	56	831	877	2600
長野県	920	2515	2	3535		
2021年	福島沖地震 (2月22日時点) 大雪(2月10日時点)秋田・岩手・山形・新潟・福井県、他	福島県	21	32		2758
		宮城県				295
			10	10	4	448

国会請願署名にご協力ください